



秋田県公報

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定(九九〇・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(九九一・福祉政策課).....	2
地籍調査の成果の認証(九九二・農山村振興課).....	3
入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(九九三・由利地域振興局農林部).....	3
平成十六年度林業改良指導員資格試験の合格者(九九四・秋田スギ振興課).....	3
屋外広告物の禁止地域の一部改正(九九五・都市計画課).....	4
開発行為に関する工事の完了(九九六・秋田地域振興局建設部).....	4
道路区域の変更及び供用開始(九九七・道路環境課).....	4

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホームたいよう	社会福祉法人大内さつき会 理事長	由利郡大内町岩谷町字ハケノ下八十番地二	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年十二月一日
ケアセンターようこう萬堂	有限会社ようこう 取締役	北秋田郡鷹巣町材木町一番十八号	福祉用具貸与	平成十六年十一月一日
グループホーム寿敬庵	有限会社和幸 代表取締役	平鹿郡十文字町腕越字山道端七十九番地三	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月一日

告 示

秋田県告示第九百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の供用開始(九九八・九九九・道路環境課).....	4
河川区域の変更による廃川敷地等(一〇〇〇・河川課).....	5
平成十六年二級建築士試験の合格者(一〇〇一・建築住宅課).....	5
公 告	
県営土地改良事業の換地処分(由利地域振興局農林部)二件.....	6
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	6
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一五).....	7
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一五二).....	8
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一五二).....	8

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
仙南村社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	社会福祉法人仙南村社 会福祉協議会 会長	仙北郡仙南村飯詰字北中島三十一番地三	居宅介護支援事業	平成十六年十月三十一日
千畑町社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	社会福祉法人千畑町社 会福祉協議会 会長	仙北郡千畑町土崎字上野乙六番地一	居宅介護支援事業	平成十六年十月三十一日
千畑町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	社会福祉法人千畑町社 会福祉協議会 会長	仙北郡千畑町土崎字上野乙六番地一	訪問介護	平成十六年十月三十一日
千畑町社会福祉協議会指定 通所介護事業所	社会福祉法人千畑町社 会福祉協議会 会長	仙北郡千畑町土崎字上野乙六番地一	通所介護	平成十六年十月三十一日
仙南村社会福祉協議会指定 訪問入浴介護事業所	社会福祉法人仙南村社 会福祉協議会 会長	仙北郡仙南村飯詰字北中島三十一番地三	訪問入浴介護	平成十六年十月三十一日

秋田県告示第九百九十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用
する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

美郷町介護事業所	社会福祉法人美郷町社 会福祉協議会 会長	仙北郡美郷町飯詰字北中島三十一番地三	訪問介護、訪問入浴介 護、居宅介護支援事業	平成十六年十一月一日
薬局すばる	有限会社すばる 代表 取締役	大曲市角間川町字町頭百八十番地七	居宅療養管理指導	平成十二年四月一日
株式会社大曲仙北介護支援 事業所デイサービスホーム 仙寿園	株式会社大曲仙北介護 支援事業所 代表取締 役	仙北郡仙北町戸地谷字川前二百十番地	通所介護	平成十二年七月七日
県南福祉レンタルセンター	株式会社トラスト 代 表取締役	湯沢市倉内字下川原五十二番地三	福祉用具貸与	平成十五年八月一日

仙南村社会福祉協議会指定
訪問介護事業所

社会福祉法人仙南村社
会福祉協議会 会長

仙北郡仙南村飯詰字北中島三十一番地三

訪問介護

平成十六年十月三十一日

秋田県告示第九百九十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行った者の名称
峰浜村
- (二) 成果の名称
山本郡峰浜村の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
山本郡峰浜村大字水沢・高野々・田中の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
- (五) 〇・八五平方キロメートル
- (一) 認証年月日
平成十六年十二月九日
- (二) 調査を行った者の名称
八郎潟町
- (二) 成果の名称
南秋田郡八郎潟町の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
南秋田郡八郎潟町大字里ヶ久・脇平の全部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
- (五) 〇・一七平方キロメートル
- (一) 認証年月日
平成十六年十二月九日
- (一) 調査を行った者の名称
大森町

- (二) 成果の名称
平鹿郡大森町の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
平鹿郡大森町大字上溝の一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十六年度
- (五) 〇・二二平方キロメートル
- (一) 認証年月日
平成十六年十二月九日

秋田県告示第九百九十三号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第一項の規定により、本荘市船岡第二次入会林野整備組合代表者佐々木弘からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請年月日 平成十六年十二月九日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 本荘市船岡第二次入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十六年十二月二十日から平成十七年一月十八日まで
- 四 縦覧場所 由利地域振興局農林部農林企画課及び本荘市役所

秋田県告示第九百九十四号

平成十六年十一月二十九日に実施した平成十六年度林業改良指導員資格試験の結果、次の者が合格したので、林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年秋田県条例第四号）第六条の規定に基づき、公表する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一	由利公平	二	小林茂樹
三	高橋勝也	四	高橋一志
五	寺田雅彦	六	高野拓広
七	齋藤健志	八	鈴木博美
九	島山真		

秋田県告示第九百九十五号

屋外広告物の禁止地域(昭和五十七年秋田県告示第九十号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

第一号中(四)及び(五)を削り、(六)を(四)とし、(七)を(五)とし、(八)を(六)とし、(九)を(七)とし、(一〇)を(八)とし、(一一)を(九)とし、(一二)を(一〇)とし、(一三)を(一一)とし、(一四)を(一二)とし、(一五)を(一三)とし、(一六)を(一四)とし、(一七)を(一五)とし、(一八)及び(一九)を削り、(二〇)を(一六)とする。

秋田県告示第九百九十六号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間
	新	旧			
県道			横手東成瀬線	雄勝郡東成瀬村岩井川字入道六三番地先から八三番一地先まで	敷地の幅員(メートル) 延長(キロメートル)
			横手東成瀬線	"	三・六〇〇〜二・〇〇〇 三・六〇〇 七・五〇〇 〇・二四八

二 供用開始の期日 平成十六年十二月十七日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十六年十二月十七日から平成十七年一月六日まで

秋田県告示第九百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年八月十七日付け指令秋建三二二十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号

株式会社 コメリ 代表取締役会長 捧 賢一

二 開発区域に含まれる地域の名称

河辺郡雄和町石田字中大部四十六番、四十七番、四十八番一

秋田県告示第九百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

り道路の供用を開始する。

平成十六年十二月十七日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間

県 道	横手大森大内線	由利郡大内町小栗山字横道八六番五から字館合一六番一まで
-----	---------	-----------------------------

- 二 供用開始の期日 平成十六年十二月十七日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
建設交通部道路環境課
- (二)(一) 場所 平成十六年十二月十七日から平成十七年一月六日まで

秋田県告示第九百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十二月十七日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	西山生保内線	仙北郡田沢湖町生保内字駒ヶ岳二番一九四から二番二四二まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年十二月十七日

- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十六年十二月十七日から平成十七年一月六日まで

秋田県告示第千号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 一級河川 皿川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年十二月八日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種類	面 積
横手市猪岡字長瀬二百六十三番から二百六十五番、同字川口二百九十三番、同市塚堀字水越百八十六番から百八十九番、同字塚腰百一十六番、百一十七番、百一十九番及び同字手取清水六十番から六十二番	土 地	三、〇九二・三九平方メートル

四 その他
関係図面は、建設交通部河川課及び平鹿地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第千一号

平成十六年七月四日及び同年九月二十六日に実施した平成十六年二級建築士試験の結果、次の者が合格したので、建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

受験番号	受験番号	受験番号
E 一〇〇二一 L	E 一〇〇三六 M	E 一〇〇三七 N
E 一〇〇四八 K	E 一〇一三六 P	E 一〇一七五 L
E 一〇一八九 L	E 一〇二四六 M	E 一〇二八八 M
E 一〇三五八 M	E 一〇三七三 N	E 一〇四七二 P
E 一〇四七四 Y	E 一〇五七三 K	E 一〇五八五 R
E 一〇六四一 R	E 一〇六五五 R	E 一〇六七〇 Y
E 一〇七一四 L	E 一〇七二六 Y	E 一〇八五二 Y
E 一〇八六九 M	E 一〇八八一 K	E 一〇九六六 L
E 一〇九六八 N	E 一一〇二二 L	E 一一一七七 M
E 一一二〇五 M	E 一一二一九 M	E 一一二四七 M

E	一一二六二N	E	一一三〇三M	E	一一三四六N
E	一一三六〇N	E	一一三七七Y	E	一一三八八N
E	一一四一七P	E	一一四三一P	E	一一四五九P
E	一一四六一Y	E	一一四七三P	E	一一五〇四K
E	一一五七二R	E	一一六一七L	E	一一六四二R
E	一一六五六R	E	一一六五七Y	E	一一六七一Y
E	一一七四四M	E	一一七七一L	E	一一七九八K
E	一一八二六K	E	一一九一〇K	E	一一九二五L
E	一一九三八K	E	一一九九六M	E	一二〇〇九L
E	一二〇二二M	E	一二一九三N	E	一二三五〇Y
E	一二四一八P	E	一二四四七R	E	一二四四九K
E	一二四八九R	E	一二四九〇Y	E	一二六〇二Y
E	一二六〇五M	E	一二六三〇Y	E	一二六四五K
E	一二七四三K	E	二〇〇一六K	E	二〇〇七一Y
E	二〇〇八八M	E	二〇〇一四三L	E	二〇〇一八四K
E	二〇一八七N	E	二〇二四三N	E	二〇二六九L
E	二〇三三九L	E	二〇三四〇M	E	二〇四一一N
E	二〇五二二M	E	二〇五六四M	E	二〇六三四M
E	二〇六三七R	E	二〇六六三N	E	二〇六九二P
E	二〇七〇七R	E	二〇七二一R	E	二〇七三六Y
E	二〇七六二P	E	二〇七七九K		

公 告

平成十六年十二月十日県営土地改良事業（内越地区第一工区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

平成十六年十二月十日県営土地改良事業（内越地区第三工区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十二月十七日
秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
自動血球計数装置 一台

- (二) 購入物品の仕様等

- (三) 入札説明書及び仕様書による。

- (四) 納入期限

- (五) 平成十七年一月三十一日（月）

- (六) 納入場所

- (七) 秋田県太平療育園

- (八) 入札に参加する者に必要な資格

- (九) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

- (十) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- (十一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (十二) 契約条項を示す場所等

- (十三) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

- (十四) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (十五) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

- (十六) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- (十七) 秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に

- (十八) 規定する県の休日を除き、平成十六年十二月十七日（金）から同月二十七日（月）

- (十九) までの期間、随時交付する。

- (二十) 四 入札執行の日時及び場所

- (二十一) 平成十七年一月十一日（火）午後三時

- (二十二) 秋田県庁地下一階管財課入札室

- (二十三) 五 入札保証金

- (二十四) 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百

- (二十五) 六十条から第六十三条までに規定するところによる。

- (二十六) 六 その他

- (二十七) (一) 入札の方法

- (二十八) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

- (二十九) する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
会議用机 三十五台

(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十七年三月三十日(水)

(四) 納入場所
秋田県立大館国際情報学院

二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十二月十七日(金)から同月二十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
平成十七年一月十一日(火)午後三時十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十五号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年十二月十七日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

- 一 日時 平成十六年十二月二十一日 午後三時三十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案
 - (二) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案
 - (三) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
 - その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十六年十二月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、二八七
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、三八四

秋選管告示第百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年十二月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 選挙区別
- 秋田市 八四、七九四
 - 能代市 一四、七二九
 - 横手市 一〇、九七二

大館市	一八、〇九八
本荘市	一二、一六五
男鹿市	八、三五八
湯沢市	九、三六〇
大曲市	一〇、六五三
鹿角市鹿角郡	一二、五六七
北秋田郡	一七、九四一
山本郡	一三、三〇五
南秋田郡	一九、八七六
河辺郡	五、二〇四
由利郡	二〇、八二一
仙北郡	三、六七一
平鹿郡	一八、四四一
雄勝郡	一二、四八五

発行者 秋田県
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)
 秋田市山王四丁目一番一号

印刷所
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄

